

## 物品売買契約書(案)

物品売買のため、次のとおり契約を締結する。

(売買物品及び価格)

第1条 売主は、次表に掲げる物品(以下「売買物品」という。)を同表に定める価格で買主に売り渡し、買主は、これを買受けることを約した。

機 器 名	製 造 元	品 番	金 額
超臨界発泡射出成形機	日精樹脂工業株式会社	NEX180III-25E	円 (うち消費税額 円)

(契約保証金)

第2条 契約保証金 ¥〇〇〇〇〇- (※納付の場合)

秋田県財務規則第178条第 号の規定により免除する。(免除の場合)

(代金の納入)

第3条 買主は、売主の発する納入通知書により代金を納入しなければならない。

2 買主は、前項の納入通知書に定める期限までに売買代金を納付しなかった場合は、当該期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、売買代金に年2.5パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として売主に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(所有権の移転)

第4条 売買物品の所有権は、売主が第1条に定める売買代金を完納した時に、買主に移転する。

(引き渡し、搬出期限等)

第5条 売主は、秋田県産業技術センターにおいて売買物品を引き渡す。買主は、その後速やかに受領書を売主に提出するものとする。

2 搬出期限は、売買代金の納入を確認した日から令和7年10月31日までとする。

3 売買物品は、売買代金納入時の状態で現状渡しとする。

4 一度引き渡された売買物品は、いかなる理由があっても返品、交換はできないものとする。

5 搬出及び必要な手続きにかかる費用は全て買主が負担する。

(契約保証金の還付)

第6条 売主は、買主が契約上の義務を履行したとき、第2条に定める契約保証金を買主に還付するものとする。

(契約の解除)

第7条 売主は、買主が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰する理由により引渡期限までに引き取りしなかった場合、又は引き取りする見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 契約の履行について不正の行為があったとき。

(3) 第3条第2項の納入通知書に定める期限までに売買代金を納付しなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除したことにより買主に損害が生じても、売主は、その損害を賠償する責めを負わないものとする。

(危険負担等)

第8条 買主は、この契約の締結のときから売買物品の所有権移転のときまでにおいて、当該物品が売主の責に帰することができない理由により滅失、又は損傷した場合は、売主に対して売買代金の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

(契約不適合責任)

第9条 買主は、この契約の締結後、売買物品に契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、売主に対して売買代金の減免及び損害賠償等について請求すること又は契約の解除をすることができないものとする。

(協議事項)

第10条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、売主と買主とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、売主及び買主が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

売主 秋田市新屋町字砂奴寄4-11  
秋田県産業技術センター  
所長 杉山 重彰

買主